

# 南山大学フライナデメッツ給付奨学金 募集要項

(2025 年度・2026 年度入学希望者用)

南山大学では、児童養護施設やファミリーホームへの入所者・出身者および里親家庭で育った人を対象とした新しい給付奨学金制度を創設しました。この奨学金は、就学意欲があるにもかかわらず、経済的に困窮度が高く、修学が困難な学部進学希望者に対し、本学受験前に入学後の授業料の減免および奨学金の支給をお約束させていただき、その勉学支援に資することを目的とする返還不要の奨学金です。

## 出願資格

1. 出願時において、南山大学学部 1 年次への進学を希望しており、2025 年度または 2026 年度入学試験における本学の受験資格があること。また、出願時において、以下の①②のいずれかに該当すること。
  - ① 児童養護施設の入所者または退所してから出願時までの期間が 2 年以内であること。
  - ② 里親または小規模住居型児童養育事業を行うファミリーホームの支援措置を現に受けているか、または支援措置が解除されてから出願時までの期間が 2 年以内であること。
2. 本奨学金の出願に際して、児童養護施設等の施設長や里親等の推薦が得られること。
3. 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から本学に入学を予定している日までの期間が 2 年を経過していないこと。

## 支援内容

- 入学前 : 入学検定料相当額
- 入学後 : 入学金、授業料、教育充実費、実習費相当額（ただし、高等教育の修学支援新制度の対象となった場合には、同法律に基づく減免後の納入額の範囲で支給します。）
- 勉学支援費 月額 50,000 円

## 支援期間

標準修業年限（4 年間）が満了するまで。ただし、毎年度末に学業成績に基づく継続の可否を判定します。

## 採用人数

若干名

## 採用決定時期

2024 年 12 月に出願者本人および推薦者宛に採否通知を郵送します。

## 採用候補者（内定者）資格

本奨学金に採用となった場合は、一旦、採用候補者（内定者）となり、本学の入学試験（審査）に合格し、本学に入学することで、正式に奨学生として採用されます。「採用候補者（内定者）」としての資格は、2025年3月末日までとなります。ただし、内定時に高校2年生であるなど、2025年度入学試験（審査）の受験資格がない場合は、2026年3月末日まで資格を延長します。

※ 内定時に高校3年生で、2025年度入学試験（審査）の受験資格がある場合は、2025年3月末日をもって「採用候補者（内定者）」としての資格は失効します。2026年度にあらためて本学を受験する場合は、2025年度に募集する本奨学金に再度出願をする必要があります。その場合、2025年度にあらためて選考が行われますので、必ず採用になるとは限りません。

## 給付時期・給付方法

### 1. 入学検定料相当額

本奨学金の採用候補者（内定者）を対象として、本学入学試験（審査）出願時に、入学検定料と相殺して支給します。なお、入学試験（審査）出願時には、本奨学金の採用候補者決定通知の写し（コピー）の提出が必要となります。

### 2. 入学金、授業料、教育充実費、実習費相当額

#### 【入学前】

本奨学金の採用候補者（内定者）を対象として、入学手続き時に、入学手続き金と相殺して支給します。なお、入学試験（審査）出願時に、本奨学金の採用候補者決定通知の写しを提出しなかった場合は、一旦、入学手続き金の全額の納入が必要となり、本学入学後に本奨学金相当額を返金いたします。

#### 【入学後】

学納金徴収時（4月・9月）に、学納金と相殺して支給します。

### 3. 勉学支援費（月額50,000円）

各年度4回に分けて、奨学生本人名義の口座への振り込みによって支給します。

## 出願期間

2024年8月1日（木）～2024年9月20日（金）必着

## 出願方法

出願書類を、南山大学学生課奨学金係の窓口（C棟2階／平日9:00～17:00 ※2024年8月6日（火）～8月20日（火）は事務休業となります）への持参または郵送にてご提出ください。

郵送の際には、簡易書留またはレターパックを使用してください。

【提出先】〒466-8673 愛知県名古屋市昭和区山里町18番地

南山大学 学生課奨学金係

Phone. 052-832-3118

## 出願書類（p.5の詳細をよく確認の上、準備をしてください）

1. 奨学生願書（本学所定様式）
  2. 児童養護施設等の施設長、ファミリーホームの養育者、里親等の推薦書（本学所定様式）
  3. 児童養育施設等への入所期間、里親等による養育を受けていた期間がわかる証明書
  4. 世帯全員の住民票（世帯主および続柄の記載あり）
- ※ その他、状況に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は、一切返却しません。

## 提出書類作成上の注意

1. 願書は必ず本人が記入し、黒のペンまたはボールペンを使用してください。鉛筆や消せるボールペンでの記入は認められません。
2. 書類の訂正が必要な場合、修正テープ（修正液）を使用せず、定規で二重線（=）を引き、余白に正しい内容を記入してください。
3. 署名（誓約・同意）欄は、必ず自署してください。
4. 書類不備や記入内容に虚偽がある場合は、選考対象から除外します。また、採用後に虚偽が判明した場合は、奨学金の返還を求めることがあります。

## 選考方法

提出された書類に基づき、書類選考を行います。ただし、提出書類の確認のために、必要に応じて面接を行う場合があります。

## 採用候補者（内定者）の提出書類

本奨学金の採用候補者（内定者）は、本学入学時に以下の書類の提出が必要となります。

1. 誓約書（本学所定様式）
2. 振込口座届（本学所定様式）

## 正式採用

本奨学金の採用候補者（内定者）は、本学の入学試験（審査）に合格し、本学に入学することで、正式に奨学生として採用されます。必ず、本学が指定する期間内に、入学手続を完了するようにしてください。なお、本学への入学に際しては、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）に必ず出願するようにしてください。

## 注意事項

1. 毎年度末に学業成績に基づく継続の可否を判定します。奨学生が標準修業年限（4年間）での卒業の見込みが立たなくなった場合は、奨学金の支給を廃止します。
2. 奨学生が本学在籍期間中に休学した場合は、当該期間中は奨学金の支給を停止します。
3. 奨学生が南山大学学生懲戒規程に定める戒告または停学となった場合は、奨学金の支給を停止します。
4. 本奨学金の奨学生には、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）への出願をお願いしております。出願時に高等教育の修学支援新制度の出願要件を満たさないことが明らかなる場合には、本奨学金への出願はできません。

### 個人情報の取扱いについて

南山大学は、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、南山大学フライナデメッツ給付奨学金の申請者および推薦者等関係者の個人情報を下記の業務、利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束いたします。

#### 1. 業務内容

奨学金業務全般

南山大学フライナデメッツ給付奨学金の申請、選考、採用、給付、その他奨学金に付随する全ての業務

#### 2. 利用目的

南山大学フライナデメッツ給付奨学金の申請に伴う選考、採用、給付等の業務の実施

#### 3. 個人情報提供先

奨学金業務全般を適切、かつ円滑に遂行するために、本学と契約を締結する第三者

上記利用目的の明示を受け、確認、同意のうえ、奨学金の申し込みを行ってください。

## 提出書類 1 願書

---

必要事項を記入の上、誓約書欄には本人が自筆で署名するようにしてください。

## 提出書類 2 推薦書

---

児童養護施設等の施設長、小規模住居型児童養育事業を行うファミリーホームの養育者、里親等による推薦書を準備してください。推薦が受けられない場合は、本奨学金への出願はできません。

## 提出書類 3 養育期間にかかる証明書

---

児童養護施設等への入所期間や里親等による養育を受けていた期間がわかる証明書を提出してください。

- ・ 施設が発行する「施設等在籍証明書」や行政機関が発行する「児童（里親）委託証明書」「措置解除決定通知書」等、入所期間や養育を受けていた期間がわかる証明書を提出してください。施設や行政機関からの証明書の交付を受けることができない場合は、本学所定様式「施設等在籍・退所証明書」に必要事項を記載の上、証明を受けるようにしてください。
- ・ 提出日時点で、発行日から3ヵ月以内である必要があります。

## 提出書類 4 住民票（世帯主および続柄の記載あり）

---

住所地の市区町村役場に発行を依頼してください。

- ・ 世帯主および続柄の記載のある住民票を取得してください。
- ・ マイナンバーの記載のない住民票を取得してください。
- ・ 提出日時点で、発行日から3ヵ月以内である必要があります。

## Q&A

---

### ■出願要件について

Q1. 高校1年生は出願できますか？

A1. 出願できません。2025年度または2026年度入学試験における本学の受験資格がないと出願できないため、高校2年生以上が対象となります。

Q2. 浪人生は出願できますか？

A2. 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から本学に入学を予定している日までの期間が2年を経過していない場合には出願できます。

Q3. 外国籍の場合には出願できますか？

A3. 出願できる場合があります。詳細は、学生課奨学金係までお問い合わせください。

Q4. 18歳以降の措置の延長により、大学に入学した後も児童養護施設等の支援を受ける予定の場合も出願できますか？

A4. 出願できます。

■入学試験（審査）について

Q5. 本奨学生のための特別の入試制度はありますか？

A5. ありません。

Q6. 推薦入試で合格した場合も奨学金を受けることはできますか？

A6. できます。本学が実施する学部1年次入学のいずれの入学試験（審査）で合格した場合も、奨学金の支給対象となります。

Q7. 編入学・転入学試験で合格した場合も奨学金を受けることはできますか？

A7. できません。学部1年次入学を対象にした奨学金となっており、編入学・転入学の場合には奨学金の対象にはなりません。

■高等教育の修学支援新制度について

Q8. 高等教育の修学支援新制度には出願する必要がありますか？

A8. 国による高等教育の修学支援新制度は、所得に応じて授業料減免が受けられるだけでなく、国からの給付型の奨学金も受給することもできます。本奨学金は高等教育の修学支援新制度との併給を認めていますので、支援を充実させるためにも必ず出願するようにしてください（予約採用・在学採用のいずれでも可）。

■学業成績に基づく継続可否の判定について

Q9. 学業成績に基づく継続可否の判定はどのように行うのですか？

A9. 修得単位数によって判定を行います。各学部が設定している卒業に必要な単位数に基づき、4年間の卒業の見込みが立たなくなった場合は、奨学金が廃止されます。

以上